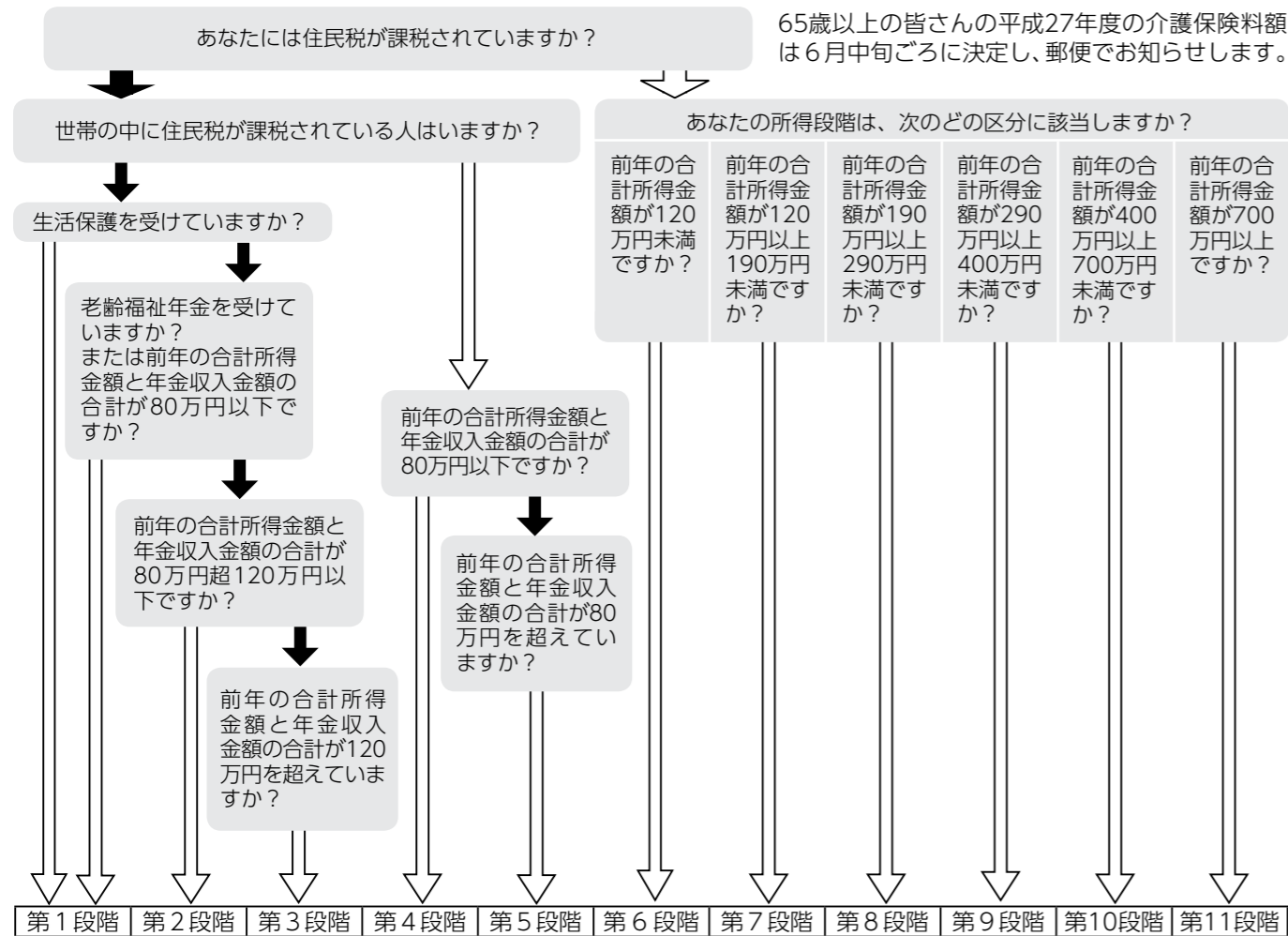


あなたの介護保険料は？(平成27年～平成29年度) はい いいえ

65歳以上の皆さんの平成27年度の介護保険料額は6月中旬ごろに決定し、郵便でお知らせします。



住民税課税状況		所得段階	段階	年間保険料	月額保険料
住民税非課税世帯	本人	生活保護を受けている	第1段階	30,240円	2,520円
	家族				
	本人	× 高齢福祉年金を受けている	第1段階	30,240円	2,520円
	家族	× または前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が80万円以下			
	本人	× 前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	第2段階	47,040円	3,920円
	家族	× 前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が120万円超	第3段階	50,400円	4,200円
住民税課税世帯	本人	× 前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が80万円以下	第4段階	60,480円	5,040円
	家族	○			
	本人	× 前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が80万円超	第5段階	67,200円	5,600円(基準額)
	家族	○			
	本人	○ 前年の合計所得金額が120万円未満	第6段階	80,640円	6,720円
	家族				
	本人	○ 前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	第7段階	87,360円	7,280円
	家族				
	本人	○ 前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	第8段階	100,800円	8,400円
	家族				
	本人	○ 前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	第9段階	114,240円	9,520円
家族					
本人	○ 前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	第10段階	117,600円	9,800円	
家族					
本人	○ 前年の合計所得金額が700万円以上	第11段階	127,680円	10,640円	
家族					

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れず納めましょう！

4月から 介護保険制度が変わります！



■問い合わせ 役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3510

■平成27年4月から

①介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました

介護報酬改定に伴って、介護保険サービスの利用料が変更されました。
※詳しくはご利用の介護事業所にお尋ねください。

②介護保険料が変わりました

介護保険制度の見直しにより、介護保険の財源の負担割合が、65歳以上の人は22%、40～64歳の人は28%に変わりました。低所得者の人の介護保険料については、所得段階区分を細分化し、負担を軽減しました(※左面介護保険料算定表有)。

※介護保険料基準額
平成24～26年度 5,100円 → 平成27～29年度 5,600円

③介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わりました

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則として要介護3以上の人となりました。
※ただし、すでに入所している要介護1・2の人(要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む)や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

■平成27年8月から

①一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上)ある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。
要支援、要介護の認定を受けている人全員に、8月に利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。

②高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分(所得などに応じた区分)に「現役並み所得者」を新設し、上限額を設定します。

③高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担(それぞれのサービスの限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が平成27年8月の計期間分から変更されます。

④特定入所者介護サービス費(居住費・食費)などの給付要件が変わります

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者が住民税非課税)でも、預貯金などが一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合
- ①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービスなどの給付の対象になりません。

⑤多床室の居住費が変わります

施設サービスを利用したときの多床室の居住費と、その負担限度額が変わります。ただし、居住費の一部が4月より引き上げられます。
※詳しくはご利用の介護事業所にお尋ねください。

ご不明な点などがありましたら、役場福祉課介護保険係、地域包括支援センター、または担当のケアマネージャーにお問い合わせください。

